

千葉県地域福祉フォーラム（地域福祉ちば県民会議）設置要綱

（設置）

第1条 千葉県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）は、地域福祉の推進を図るため、千葉県地域福祉支援計画に基づき、県全域を対象とした千葉県地域福祉フォーラムを設置し、この名称を地域福祉ちば県民会議（以下、「ちば県民会議」という。）とする。

（目的）

第2条 ちば県民会議は、県域の地域福祉フォーラムとしての見地から、県全体の地域福祉・地域づくり活動の推進を図ることを目的とし、必要な協議、調査及び活動等を行う。

（活動内容）

第3条 ちば県民会議は、地域福祉・地域づくり活動の普及促進を図るため、次の協議、調査及び活動等を行う。

- （1）地域福祉の推進に関する総合的な協議及び調査・検討
- （2）地域福祉フォーラムの推進に関する協議及び調査・検討
- （3）広報・啓発・キャンペーン活動等の実施
- （4）その他目的を達成するために必要な活動

（構成）

第4条 ちば県民会議は、地域福祉（地域づくり・まちづくり）を行う県域団体・組織の代表、基本・小域地域福祉フォーラムの代表及び福祉以外の幅広い分野の団体の代表、学識経験者等をもって構成する。

（会議）

- 第5条 ちば県民会議には座長を1名置く。
- 2 座長はちば県民会議構成員の互選とする。
 - 3 座長は会務を総理し、会議を代表する。
 - 4 座長の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
 - 5 ちば県民会議は、県社協会長が招集する。

（幹事会）

- 第6条 ちば県民会議の企画・推進等を協議するために幹事会を置く。
- 2 その他幹事会の活動等については別に定めるところによる。

（庶務）

第7条 地域福祉ちば県民会議の庶務は千葉県地域福祉フォーラム事務局において処理する。

附則

この要綱は、平成18年10月19日から適用し、平成19年3月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年12月27日に一部改正し、同日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年5月11日に一部改正し、同日から施行する。

千葉県地域福祉フォーラム幹事会設置要領

(設置)

第1条 本要領は、千葉県地域福祉フォーラム（地域福祉ちば県民会議）設置要綱第6条第2項の規程により設置する。

(目的)

第2条 千葉県地域福祉フォーラム幹事会（以下「幹事会」という。）は、千葉県地域福祉フォーラム（以下「ちば県民会議」という。）の企画・運営等について協議する。
また、地域福祉フォーラム及び地域福祉を推進するための必要な協議等を行う。

(機能)

第3条 幹事会は、次の協議等を行う。

- (1) ちば県民会議の企画、提案事項
- (2) 地域福祉フォーラムの設置促進及び設置後の支援等に関する事項
- (3) 地域福祉フォーラムシンポジウムの企画
- (4) その他地域福祉の推進に関する必要な事項

(委員構成)

第4条 幹事会は、ちば県民会議の構成員によって構成する。

- 2 幹事会は、20名以内で組織する。
- 3 幹事会では、必要に応じて幹事会委員以外の者の出席を求めることができる。

(座長)

第5条 幹事会の座長は、ちば県民会議の座長がこれにあたる。

- 2 座長は、会務を総理し、幹事会を代表する。

(任期)

第6条 座長及び委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 座長及び委員に欠員が生じた場合、補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。

附則

この要領は、平成18年10月19日から適用し、平成19年3月28日から施行する。

附則

この要領は、平成22年12月27日に一部改正し、同日から施行する。

附則

この要領は、平成24年1月6日に一部改正し、同日から施行する。

附則

この要領は、平成24年8月6日に一部改正し、同日から施行する。